

椎葉村矢立高原キャンプ場運営事業者募集要項

椎葉村地域振興課

令和5年12月

椎葉村矢立高原キャンプ場施設運営事業者募集要項

I. 募集の目的

椎葉村矢立高原キャンプ場は村民の憩いと休養の場として、また青少年の野外訓練活動の場や都市住民との交流促進の場を提供し、地域住民の活性化に寄与するためのほか、椎葉村（以下、「村」という。）の観光振興を推進するために、昭和63年3月15日に設置された施設である。

施設は、平成15年に地方自治法が改正され、公の施設管理に指定管理者制度を導入することが可能になったことから、大河内森林ガイドの会により管理運営されてきており、その背景にあたっては、椎葉村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条に基づいている。

今回、村としては当施設が設置目的を発揮し、魅力ある施設として営業していくことを望んでいることと、公の施設における地域等の活力を積極的に活用した管理を行う上での平等性を鑑み、条例及び本要項により運営事業者を募集するものである。

II. 管理運営業務に関する事項

1. 対象施設の概要

(1) 名称

椎葉村矢立高原キャンプ場

(2) 所在地

宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内矢立1302番地183（国道388号線沿い）

(3) 施設概要

構造 木造平屋建

建築面積 8,000㎡

施設内容 管理棟、コテージ、炊飯棟、休憩所、シャワー棟、テントサイト、イベント広場、オートキャンプ場、四阿、駐車場、給水施設

施設備品 別紙 矢立高原キャンプ場備品明細による

(4) 所在地周辺の観光施設・資源等

- ・九州中央山地国定公園（市房地区）
- ・九州大学宮崎演習林（要入林許可）
- ・県、村境記念碑 ～和界～
- ・国指定無形民俗文化財 矢立神楽

2. 管理の基準

指定管理者は、椎葉村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例及び椎葉村キャンプ場設置及び管理に関する条例、同条例施行規則に基づき管理運営を行わなければならない。

3. 運営事業者が行う業務

(1) 利用者の受付（電話及び直接予約）並びに料金徴収に関する業務

- ・持ち込みテント、コテージ、キャンプ用具レンタル、その他キャンプ場内利用施設
- ・予約受付、チェックイン・アウト時間の確認
- ・利用者に対する説明案内及び指導・安全管理
- ・利用料金の徴収及び管理

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- ・キャンプ場全般に係る機能及び安全性の日常点検

- ・場内及び建物内外の清掃管理
- ・施設備品の点検及び清掃管理
- ・軽微な修繕作業
- ・指定管理に伴う施設経費の支払い業務
- ・その他事故及び災害等の対応

(3) その他村長が必要と認める業務

4. 管理運営の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
（開場時期は、原則4月1日から11月30日まで）

5. 管理運営の経費に関する事項

(1) 村は運営事業者に対して「指定管理料」を支払うものとする。指定管理料は、協定書にて定める。積算内容は下記のとおりである。

- ・人件費（法定福利費を含む）
- ・施設運営管理費（消耗品、燃料、光熱、通信運搬）
- ・修繕料
- ・浄化槽管理、手数料
- ・施設資材費

※人件費については、椎葉村会計年度任用職員のパートタイムと同等の額を基準とし、営業月で計算する。

営業をしていない月に関しては、観光トイレの管理料のみを支払うものとする。

(2) 運営事業者は本キャンプ場の管理運営を行い、施設利用料においては運営事業者の収入とする。

(3) 本キャンプ場の管理運営に係る経費は、運営事業者が支払う。また、施設の修繕および備品の購入または更新に係る事項については、協定書により定める。

(4) 運営事業者は本キャンプ場に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して整理するものとする。また、村長が認める本キャンプ場の適正な管理に必要なと認められる事項についても、整理するものとする。

(5) 経理のための会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

6. その他運営にあたっての注意事項

(1) 運営事業者は、施設を使用するにあたり、常に良好な状態で使用するとともに目的以外の用途に使用することはできない。

(2) 運営事業者は、施設の現状を変更しようとする場合は、事前に村と協議しなければならない。また、運営事業者は管理運営の期間が満了したとき、または協定を取り消されたときは、自己の責任において村の指定する期日までに使用施設を現状に回復しなければならない。

- (3) 運営事業者は、村と協定締結の後、運営事業を一括して第三者に委託させることはできない。ただし、業務の一部について予め村が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 運営事業者は、使用期間中において施設及び設備等について損傷又は損失した場合、自己の責任において原状に復すものとする。
- (5) 公の施設であることを念頭に置き、公平な運営を行うこととし、特定の個人、団体等に有利あるいは不利になる運営を行わないこと。
- (6) 運営事業者は、地方自治法、椎葉村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例及び椎葉村キャンプ場設置及び管理に関する条例、同条例施行規則ほか関係法令等を遵守すること。

7. 事業実績報告

- (1) 運営事業者は、事業年度終了後30日以内に以下に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、村に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、協定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出すること。
 - 〈事業報告書の内容〉
 - 運営事業の実施状況および利用状況（利用者数等）
 - 運営事業の収支状況
 - その他運営の実態を把握するために必要な事項
- (2) 村は、運営事業者の事業に対し、定期的にまたは必要に応じて臨時に報告を求め、実地を調査し、必要な指示をすることができるものとする。

Ⅲ. 募集に関する事項

1. 公募及び選定スケジュール

(1) 募集から供用開始までの手順とスケジュール
公募及び選定スケジュール

①募集開始・申請受付	令和5年12月11日（月）から令和6年1月17日（水）
②質問書の受付	令和5年12月11日（月）から令和5年12月22日（金）
③質問書の回答	令和6年1月10日（水）
④選定委員会の開催	令和6年 2月上旬
⑤選定結果通知 ※指定は議決後	令和6年 2月中旬
⑥指定管理者の議決、通知	令和6年 3月
⑦協定の締結処理	令和6年 3月 ※締結日はR6. 4. 1
⑧運用開始準備	令和6年 3月
⑨供用開始時期	令和6年 4月 1日（月）

2. 応募資格

(1) 資格要件

- ①指定管理者の公募に申請できる者は、本記載要項及び法令等を遵守し、かつ指定期間中に施設を安全円滑に管理運営することのできる法人その他の団体、または複数の構成員を有するグループ、及び個人。なお、支社等が申請する場合は、本社の委任状を要するものとする。
- ②次に掲げる各号に該当しない法人その他の団体、または個人であること。（グループ等の場合、構成員が該当する場合を含む。）
 - ア. 税（国税、県税および市町村税）を滞納している団体および個人
 - イ. 椎葉村における一般競争入札等の参加を制限されている団体等
 - ウ. 手形または銀行取引停止処分がなされ、または支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体等
 - エ. 差押え、仮差押えまたは仮処分がなされ、これが解消していない団体等
 - オ. 破産、会社整理または特別精算その他倒産等に関する法律の手續きについて申し立てがなされた団体等
 - カ. 会社更生、民事再生の手續きについて申し立てがなされ、この手續きが終了していない団体等
 - キ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する者が、実質的に経営等に関与している団体等
 - ク. 過去1年間で運営事業に係る行政処分を受けたことがある者。また、法律を

遵守する管理体制が敷けない団体等

3. 申請書類の提出

(1) 申請書類の受付

①受付期間

令和5年12月11日（月）から令和6年1月17日（水）までの間とし、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土、日曜日及び祝祭日は除くものとする。

②受付場所

椎葉村役場地域振興課内

③受付方法

申請書類一式を、持参による提出のみ受付するものとする。郵送、FAX、電子メールでの

(2) 申請書類

申請書類は、原本1部を提出するものとする。

①指定申請書

②事業計画書

③管理運営に係る収支計画書

④団体の経営状況を説明する書類

⑤村税完納証明書

○事務局

宮崎県椎葉村 地域振興課 商工観光グループ

住所：〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

TEL：0982（67）3203

FAX：0982（67）2825